

## 令和 5 年度

### 名張市職員採用候補者試験受験案内【D日程】 (技術職)

令和 5 年 8 月 2 8 日  
名張市職員試験委員会

名張市職員の採用候補者を決定する試験を次のとおり実施します。

#### 1. (1) 受付期間

採用職種	受 付 期 間
全職種	令和5年8月28日(月) ～ 令和5年9月15日(金)

#### 【試験案内等の入手方法】

- ①名張市ホームページからダウンロード(申込書の印刷はA4・両面)
- ②郵送での請求
- ③直接入手(名張市役所 2階 総務部 人事研修室内 職員試験委員会事務局にて)

#### 【申込書類の提出方法】

- ①郵送の場合:提出書類をご確認のうえ、「特定記録郵便」にて郵送[9月15日(金)の消印有効]
- ②直接提出の場合:名張市役所 2階 総務部 人事研修室内 職員試験委員会事務局に提出  
(午前8時30分から午後5時15分まで。但し、土曜日・日曜日は除きます。)

※詳しくは、P5～6をご覧ください。

#### (2) 採用日

採用職種	採 用 日
全職種	令和6年4月1日

(3) 採用職種・採用予定人数・受験資格

採用職種	採用 予定 人数	受 験 資 格 (次のすべての要件に該当する人)
土木技術職 (職務経験者)	2名 程度	(1) 昭和59年4月2日以降に生まれ、土木技術の専門課程を履修した人で大学卒、短期大学卒、高等専門学校卒、高校卒又は同等の資格を有する人(令和6年3月卒業見込みの人を含む。) (2) 土木関係の設計・施工管理等の業務で同一事務所(民間企業等)に継続して勤務していた期間が2年以上ある人
土木技術職 (上級)		(1) 平成6年4月2日以降に生まれ、土木技術の専門課程を履修した人で大学(短期大学を除く。)卒の人 (令和6年3月卒業見込みの人を含む。)
土木技術職 (中級)		(1) 平成6年4月2日以降に生まれ、土木技術の専門課程を履修した人で短期大学又は高等専門学校卒の人 (令和6年3月卒業見込みの人を含む。)
土木技術職 (初級)		(1) 平成6年4月2日以降に生まれ、土木技術の専門課程を履修した人で高校卒又は同等の資格を有する人 (令和6年3月卒業見込み又は資格取得見込みの人を含む。)
建築技術職 (職務経験者)	1名 程度	(1) 昭和59年4月2日以降に生まれ、建築技術の専門課程を履修した人で大学卒、短期大学卒、高等専門学校卒、高校卒又は同等の資格を有する人(令和6年3月卒業見込みの人を含む。) (2) 建築関係の設計・施工管理等の業務で同一事務所(民間企業等)に継続して勤務していた期間が2年以上ある人
建築技術職 (上級)		(1) 平成6年4月2日以降に生まれ、建築技術の専門課程を履修した人で大学(短期大学を除く)卒の人 (令和6年3月卒業見込みの人を含む)
建築技術職 (中級)		(1) 平成6年4月2日以降に生まれ、建築技術の専門課程を履修した人で短期大学又は高等専門学校卒の人 (令和6年3月卒業見込みの人を含む)
建築技術職 (初級)		(1) 平成6年4月2日以降に生まれ、建築技術の専門課程を履修した人で高校卒又は同等の資格を有する人 (令和6年3月卒業見込み又は資格取得見込みの人を含む。)

《注意事項》

(1) 次のいずれかに該当する人は受験できません。

- ① 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- ② 名張市職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない人
- ③ 日本国憲法施行の日以降において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人
- ④ 永住者又は特別永住者の在留資格を有しない外国籍の人

外国籍の人の任用にあたっては、「公権力の行使又は公の意思の形成への参画にたずさわる公務員となるためには、日本国籍を必要とする」という公務員の基本原則に沿った任用が行われます。詳しくは、末尾の「外国籍職員の任用に関する基準」を参照してください。

(2) 学歴要件については、下記の区分とします。

①大学卒

- ア 学校教育法に規定される大学（短期大学を除く。）を卒業した人及び卒業見込みの人
- イ 修士課程、博士課程を修了した人及び修了見込みの人
- ウ 短期大学・高等専門学校等卒業者で大学の科目履修制度（専攻課程など）等を利用して学士を授与された人及び授与見込みの人

②短期大学又は高等専門学校卒

- ア 学校教育法に規定される短期大学又は高等専門学校を卒業した人及び卒業見込みの人
- イ 専修学校で修業年限2年以上の専門課程を卒業した人及び卒業見込みの人
- ウ 学校教育法に規定される大学（短期大学を除く。）を中途退学した人で、2年以上修学し、62単位以上取得した人

③高校卒又は同等の資格を有する人

- ア 学校教育法に規定される高等学校を卒業した人及び卒業見込みの人
- イ 専修学校で修業年限3年以上の高等課程を卒業した人及び卒業見込みの人
- ウ 高等学校卒業程度認定試験に合格した人及び合格見込みの人

(3) D日程において、2つ以上の職種を併せて受験申込をすることはできません。また、受験申込後に受験職種を変更することもできません。

(4) D日程は、A日程、B日程を受験した人も受験することができます。ただし、A日程、B日程における合格者（補欠合格者は除く。）は受験することはできません。

(5) 専門試験の試験問題は、活字印刷文（文字の大きさは10ポイント程度）で出題します。

(6) 退職者数の増減や事務事業の見直しなどにより、採用計画等の見直しを実施することがあります。そのため、採用予定人数については、変更となることがあります。

(7) 土木技術職（職務経験者）又は建築技術職（職務経験者）の職務経験については、下記のとおり取り扱います。

- ①「民間企業等における職務経験」は、民間企業、公務員（名張市役所勤務を除く。）、法人・団体等において、1週あたりの所定労働時間が30時間以上の期間が該当します。なお、正規・非正規などの雇用形態は問いません。
- ②職務が複数ある場合は通算することができ、ただし、同一期間内に複数箇所で勤務した場合は、いずれか1つの勤務期間のみを職務経験として通算することができます。
- ③職務経験期間の1箇月は、勤務を開始した日の翌月に応答する日の前日までを1箇月として計算します。なお、1箇月未満の端数は切り捨てとします。

例) 1 箇月：4 月 1 日⇒4 月 30 日、5 月 15 日⇒6 月 14 日、1 月 31 日⇒2 月 28 日（閏年は 29 日）

1 年：4 月 1 日⇒翌年 3 月 31 日、5 月 15 日⇒翌年 5 月 14 日、1 月 31 日⇒翌年 1 月 30 日

④職務経験期間に産前産後休暇は含みますが、育児休業、病気休職等は含みません。

※合格者には、各勤務先における在職証明書（在職期間、雇用形態、職務内容、1 週あたりの勤務時間など）を提出していただきます。なお、2 年（24 箇月）以上の職務経験期間が確認できなかった場合は採用されません。

## 2. 試験期日・場所及び試験の方法

### 《第 1 次試験》

(1) 日 時 令和 5 年 10 月 22 日（日曜日）

※ 日時の詳細については、試験案内通知（受験票等）送付の際にお知らせします。

※ 今後の台風・地震等の自然災害等で、やむを得ず日時等を変更する場合があります。

(2) 場 所 名張市鴻之台 1 番町 1 番地 名 張 市 役 所

※ 受験申込者数等によりやむを得ず会場を変更する場合があります。

(3) 試験科目

集団面接

土木技術職 専門（土木） 試験 90 分

建築技術職 専門（建築） 試験 90 分

上記試験科目のほか、職場適応性検査・性格特性検査を実施します。

(4) 試験内容

専 門 試 験 ( 土 木 )	数学・物理、情報技術基礎、土木基礎力学（構造力学、水理学、土質力学）、土木構造設計、測量、社会基盤工学、土木施工に関する択一式による筆記試験
専 門 試 験 ( 建 築 )	数学・物理、情報技術基礎、建築構造設計、建築構造、建築計画、建築法規、建築施工に関する択一式による筆記試験

## 《第2次試験》

第1次試験合格者を対象に次のとおり実施します。

- (1) 日 時 令和5年11月25日(土曜日)・26日(日曜日)の  
うちいずれか指定する日

- ※ 日時の詳細については、第1次試験結果通知の際に合格者にお知らせします。
- ※ 今後の台風・地震等の自然災害等で、やむを得ず日時等を変更する場合があります。

- (2) 場 所 名張市鴻之台1番町1番地 名張市役所

- ※ 第1次試験合格者数等によりやむを得ず会場を変更する場合があります。

- (3) 試験科目 個人面接、作文試験

- ※ 第1次試験合格者は、別途指定する日までに最終学校卒業(見込)証明書等の書類を提出していただきます。詳細は、第1次試験結果通知の際に合格者にお知らせします。

### 3. 受験申込手続及び受付期間

- (1) 受験申込書の請求

受験申込書は、名張市役所 総務部 人事研修室で令和5年8月28日(月曜日)から交付します。名張市ホームページからも受験申込書のダウンロードが可能です。(印刷はA4・両面)郵送での請求は、希望職種を明記のうえ、返信用封筒(角形2号にあて先を記入、120円切手貼付)を同封して下記まで申し込んでください。

- (2) 受験申込書の提出先

〒518-0492 名張市鴻之台1番町1番地  
名張市役所 総務部 人事研修室内 職員試験委員会事務局

- (3) 提出書類

- ① 名張市職員採用候補者試験受験申込書(ホームページから出力する場合は、白色のA4用紙に両面印刷とします。なお、表面と裏面の上下を同じ向きにして両面印刷をしてください。)
- ② 名張市職員採用候補者試験職務経歴申告書(ホームページから出力する場合は、白色のA4用紙に片面印刷とします。)
- ③ 返信用封筒2通(封筒は長形3号(23.5cm×12cm)とします。受験票の送付、第1次試験の可否の通知に使用しますので、2通とも84円切手を貼付し返信先の郵便番号、住所、名前(あて名の敬称は「様」)を記入してください。)
- ④ 外国籍の人は、永住者又は特別永住者の在留資格を有することが確認できる書類(在留カード若しくは特別永住者証明書等の写し(両面)又は在留資格の記載がある住民票の写しなど)

(4) 受付期間

令和5年8月28日(月曜日)から令和5年9月15日(金曜日)まで  
(午前8時30分から午後5時15分まで。但し、土曜日・日曜日は除きます。)

郵送の場合は、「特定記録郵便」にて郵送してください。

[9月15日(金)の消印有効]

なお、受付期間以外の申込みは、いかなる理由があっても受付できません。

(5) 注意事項

- ① 受験申込の記載事項及び提出書類に不備・不足がある場合は返却いたしますが、このために生じた遅延については責任を負いませんので、手続きには十分注意してください。なお、再提出等の場合を考慮して、受付が開始されましたら早めに申込みください。
- ② 申込書は、必ず黒のボールペン又は黒のインクで記入したものか、パソコンで入力して印刷したものを提出してください。
- ③ 応募書類は、一切返却いたしません。また、受験に際して取得した個人情報、採用試験及び採用に関する事務以外の目的では使用いたしません。
- ④ 名張市職員採用候補者試験配慮事項等申出書の記載内容により、採用試験日までに内容を確認させていただく場合があります。また、内容によっては、会場の確保状況等を踏まえ、対応が出来ない場合がありますので、ご了承ください。
- ⑤ 試験案内通知(受験票等)の発送は、9月25日(月曜日)を予定しています。なお、試験案内通知(受験票等)が届かない場合は、必ず10月10日(火曜日)までに職員試験委員会事務局まで連絡してください。

4. 合格から採用まで

- (1) 合否の決定 令和5年12月上旬に、本人宛に合否を通知いたします。
- (2) 採点結果 希望する受験者本人に限り、令和6年3月31日までの間、試験の採点結果(総合順位・各得点)を公表いたしますので、運転免許証などの身分証明書(写真のあるもの)を持参し、人事研修室内職員試験委員会事務局へお越しください。なお、電話、郵便、メール等による請求のほか、代理人の請求による開示はできません。
- (3) 採用について 合格者は、職種ごとに作成する「採用候補者名簿」に成績順に登載され、その中から採用者が決定されます。  
なお、採用者には、業務内容等の調整など採用にあたり主治医の意見書等を提出していただきます。(場合によっては、直接詳細等の確認をさせていただくための場をお願いする可能性があります。)

- (4) その他 受験資格がないこと又は申込書記載事項が正しくないことが判明した場合には、合格を取り消すことがあります。
- なお、学歴要件の各区分において、令和6年3月卒業見込み又は資格取得見込みで受験された方で、令和6年3月に卒業できなかった又は資格を取得できなかった場合は、合格を取消します。

5. 参考事項（給与等について）

- ① この試験に合格し、採用された場合には、「職員の給与に関する条例」の規定による給料及び扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、期末・勤勉手当等の諸手当が支給されます。

- ② 令和5年4月現在の初任給（地域手当を含む。）は、次のとおりです。

上級 大学卒 186,940円

中級 短大卒 168,670円

初級 高校卒 156,053円

※職歴、経験等に応じて加算措置があります。

- ③ 年次有給休暇は、1年につき20日（採用年は、4月1日の採用の場合は15日）あり、このほか特別休暇等があります。

- ④ 採用職種の主な職務内容は、次のとおりです。

採用職種	主 な 職 務 内 容
土木技術職 (職務経験者)	道路・農業農村整備・上下水道等の事業に関する企画・設計・ 施工管理等の業務および関連する行政事務
土木技術職 (上級)	
土木技術職 (中級)	
土木技術職 (初級)	
建築技術職 (職務経験者)	建築の設計・監督・検査、建築確認等の業務および関連する 行政事務
建築技術職 (上級)	
建築技術職 (中級)	
建築技術職 (初級)	

⑤ 採用試験の配点及び基準点は、次のとおりです。

試験科目		配点（点） 【】は基準点	
		土木技術職	建築技術職
第1次試験	集団面接	100 【50】	100 【50】
	専門試験	適否のみ判断 【40】	適否のみ判断 【40】
第2次試験	個人面接	100 【50】	100 【50】
	作文試験	25 【10】	25 【10】

- ※1 基準点は、試験科目ごとに個別に定めた最低限必要な点数です。基準点に達しない試験科目が1つでも存在する場合は、他の試験科目の成績に関わらず不合格となります。
- ※2 基準点は、採用予定者数や受験者による平均点等を勘案して、試験区分ごとに変更する場合があります。
- ※3 各試験における合格者は、各試験科目の基準点を満たす受験者のうち、合計点数の高い人から順に採用予定者数等を勘案して決定をします。なお、第1次試験時の教養試験は、基準点による適否のみ判断を行うこととします。
- ※4 教養試験は、標準偏差を用いた標準点を使用します。受験者の点数は、概ね0点から100点に分布します。

## 6. その他

### ◎この試験に関する問い合わせ先

職員試験委員会事務局（名張市役所 総務部 人事研修室内）

〒518-0492 三重県名張市鴻之台1番町1番地

電話 0595-63-7315 FAX 0595-64-2560

E-mail [jinji@city.nabari.lg.jp](mailto:jinji@city.nabari.lg.jp) HP <https://www.city.nabari.lg.jp>

### 外国籍職員の任用に関する基準

「公権力の行使又は公の意思の形成への参画にたずさわる公務員となるためには、日本国籍を必要とする」という公務員の基本原則に基づき、名張市においては、外国籍の職員は次のような職務につくことはできません。

#### 1. 公権力の行使にあたる職務について

「公権力の行使にあたる職務」とは、次のとおりです。

- ①市民に対して公益的な必要から市民の権利や自由を制限する内容を含む職務
- ②市民に対して義務や負担を一方的に課す内容を含む職務
- ③市民に対して義務の履行を強制したり、強制力をもって執行する内容を含む職務
- ④その他の公権力の行使に該当することとなる職務

#### 2. 公の意思の形成への参画にあたる職務について

「公の意思の形成への参画」にあたる職とは、名張市の行政について企画、立案、決定等の政策形成に関与する職であり、原則として専決権限を有する室長以上のライン職及び本市の基本政策、人事及び財政等を担当する職が該当します。